

クリーンウッドを使って

世界と日本の
森林を守ろう



新たな木材利用と 求められる環境に配慮した木材

非住宅や中大規模木造建築物などの新たな用途に木材利用が広がる中、今までとは違う利用者（大手ゼネコン、建築企業等）が木材を使用する機会が増えていて、これらの企業は環境に配慮した木材を求めています。また、SDGs*への対応や消費者への情報に透明性が求められる中、これからは環境に配慮した木材をもっといろいろなところに使っていこうという社会の流れになってきています。こうした流れに対応するため、今、求められているのが合法伐採木材（クリーンウッド）の利用です。

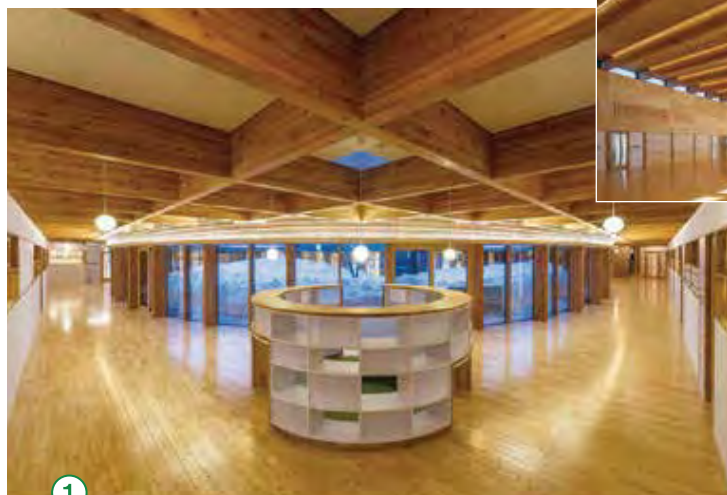


※SDGs17の目標

「持続可能な開発目標」の意味。2015年に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年～2030年までの15年間で世界が達成すべきゴールを表したもので、17の目標と169のターゲットで構成されています。その中には、気候変動への対策、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営など木材利用に関するターゲットが含まれています。



日本初の木現し2時間耐火部材を用いた純木造4階建てビル



地域産カラマツの集成材の特性を最大限に活かした温もりのある園舎



大断面集成材、壁柱工法を採用した地域のシンボルとなる庁舎

違法伐採が問題なわけ

● 違法伐採が引き起こす問題

「違法伐採」という言葉をご存じですか？違法伐採とは、その国の法律に反して行われる伐採のことをいい、問題になっています。違法伐採は、次のようなさまざまな悪影響を引き起こす危険があるからです。

木材生産地の環境破壊

(水源涵養機能の低下、生物多様性の喪失等)



地球温暖化の進行

(森林減少・劣化によるCO₂の増加)



不公正な貿易

(適正なコストを払わない木材は
価格競争力が強く、まっとうな林業を圧迫)



ゲリラやテロ組織への資金供給

(インターポールでは、違法伐採とこれに関連する汚職により、
世界全体で毎年300億円の損失を被っていると分析)



世界の違法伐採の貿易の規模

2016年に国際森林研究機関連合 (IUFRO) が公表した報告によると、2014年の丸太と製材に係る違法伐採木材の貿易額は世界で約63億ドルとなっており、主に東南アジア (35億ドル)、ロシア (13億ドル)、オセアニア (7億ドル)、アフリカ (5億ドル)、南米 (4億ドル) から輸出されているとされています。

わが国の違法伐採対策の流れ

こうした違法伐採問題に対して、日本ではどのような対策が取られてきたのでしょうか。

2005年に英国で開催された「G8グリーンイーグルスサミット」以降、わが国では、2006年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (通称「グリーン購入法」) の基本方針を改定し、政府調達において、合法性が証明された木材・木材製品の調達を推進することとしました。同じ年、林野庁が、木材・木材製品の供給者が合法性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項をとりまとめた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(合法木材ガイドライン) を策定しました。

違法伐採木材を買わない、使わない選択

日本は、北米、欧州、中国と並ぶ、世界で有数の木材の需要国で毎年5千万㎡もの木材を海外から輸入しています。残念ながら、日本が木材を輸入している国の中には、森林を伐採する際の法制度が整備されていなかったり、適切に守られていない国も含まれています。このような国からの違法に伐採された木材を買わない、使わないことが世界の持続可能な森林経営実現のために私たちができることのひとつです。

ガイドラインによる3つの証明方法

- ① 森林認証制度・CoC認証制度を活用した証明方法
- ② 森林・林業・木材産業関係業界団体の認定を得て事業者が行う証明方法
- ③ 個別企業等の独自の取組による証明方法

こうした流れが、「クリーンウッド法」の制定につながっています。なお、クリーンウッド法では、上記の3つの方法も合法性の確認に活用できることとしています。